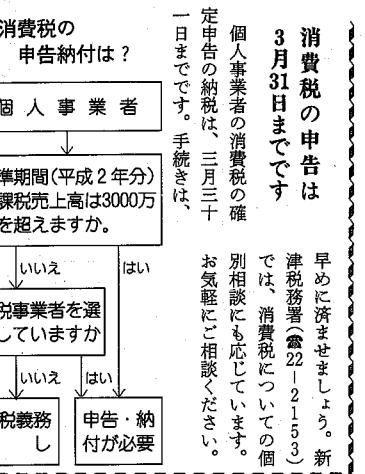


# 税の申告はお早めに

期間は2月16日から3月15日まで

住民税と所得税の申告受付が始まります。期間は、二月十六日から三月十五日までです。申告期限の間近になると窓口が混雑し、落ちついて相談できなくなることがあります。必要な書類をそろえる時間も考え、申告は早めに済ませましょう。



**にせ税理士に注意ください**

納税者からの依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談は、税理士の資格がないとできません。ところが、申告の時期には、税務書類の作成などを税理士に依頼される方が多いことに便乗して、税理士資格のない人が申告書の作成などをすることがあります。「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した人に迷惑をかける結果になることが多いので、ご注意ください。

**住民税の申告は大切な手続きです**

住民税の申告は、ただ税務窓口で申告相談を受け付けています。申告書の書き方など、お気軽にご相談ください。

**住民税の申告は大切なお手続きです**

住民税の申告は、ただ税務窓口で申告相談を受け付けています。申告書の書き方など、お気軽にご相談ください。

- ▷給与支払いなどの源泉徴収票
- ▷医療費、農業者年金、生命保険料などの支払証明書
- ▷身体障害者手帳などの証明書
- ▷印かん

**確定申告をしなければならない人**

事業所得や不動産所得などがある場合

平成四年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人

①給与の年収が1500万円を超える人

②給与所得、退職所得以外

**所 得 税**

の健康保険に家族を加入させる際に必要となる非課税証明書の交付なども、この申告をもとに行われます。所得の額の多少にかかわらず、必ず住民税の申告をしましょう。

**住民税の申告に必要なもの**

▷給与支払いなどの源泉徴収票

▷医療費、農業者年金、生命保険料などの支払証明書

▷身体障害者手帳などの証明書

▷印かん

**お買物、ご用命は市内です**

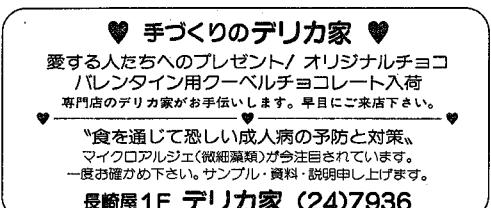
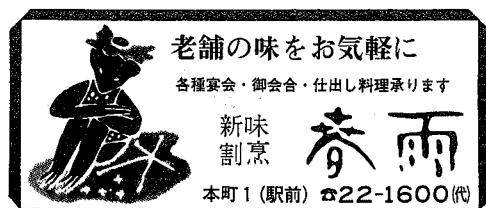


表3 住宅取得等特別控除の添付書類

① 住民票の写し		
② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書		
③ 借入金などの年末残高の計算明細書 (用紙は申告窓口に用意してあります)		
④ 家屋の登記簿の謄本・抄本や請負契約書、売買契約書などで、次のことを明らかにする書類		
新築住宅 中古住宅 増改築などをした家		
イ 家屋の新築または取得年月 日 ロ 床面積 ハ 家屋の新築工事の請負代金または取得対価の額(※)	ニ 家屋の建築年月 日 ホ 家屋の取得年月 日 ヘ 床面積 ト 家屋の取得対価の額(※)	チ 床面積 リ 増改築などをした費用の額(※) ヌ 増改築などに要した費用の額(※)
⑤ 債務の承継に関する契約に基づくものは、その契約書の写し	⑥ 建築確認通知書の写し、検査済証の写しまたは建築士の増改築等工事証明書	

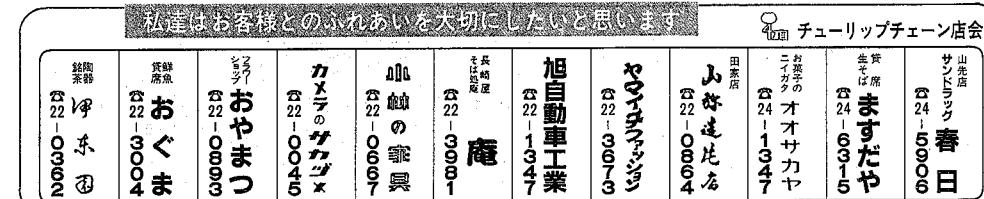
\*なお、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高高等証明書」に「取得の対価等の額」の記載がある場合は、それぞれ④一ハ、④一ト、④一ヌについては不要です。

平成4年の保険料額

月額	国民年金保険料は課税所得から控除		
	定額	1月～3月	4月～12月
付加保険料	400円	9,000円	9,700円
定額保険料	114,300円	114,300円	114,300円
付加保険料	4,800円	4,800円	4,800円
定額+付加	119,100円	119,100円	119,100円

所得税や市民税の課税対象から控除されます。  
控除の対象となるのは、昨年一年間に納めた保険料の総額です(上の表参照)。  
昨年納めた保険料であれば、免除期間の追納保険料やこれまでの未納保険料なども対象になります。市民課へお問い合わせください。

お買物、ご用命は市内です



お買物、ご用命は市内です